

湖南省立甲西中学校

生活の手引き



2024年度版



全体的に甲【かぶと】をデザイン化しています。

甲の上方、鹿の角の中に中学校の【中】、また甲の下方は、【西】をデザイン化して配し、みんなで支え合い助け合っのびゆく学校の姿を象徴しています。

また、角の中の、中学校の「中」の字は、両端を上方にそらし、大きくはばたく学校のイメージも表しています。

甲西中学校 校歌

鈴木 寅蔵 作詞

野口源次郎 作曲

1. 阿星山 伸びゆく樹々に
競わばや 若き力を
睦みつつ 互に鍛え
文化の光 かかげて
遙かなる 道を照らさん

2. 野洲川の 清き流れに
磨かばや 豊けき心
進む世の 職務に結ぶ
知徳の業を 修めて
ゆるぎなき 生涯開かん

3. 甲西の 沃野楽しく
集わばや 幸ある我ら
道義と 真実の愛に
社会の鏡と 照らす
永遠の 理想に生きん

1. 教育目標

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 高い知性を持ち、自ら思考する創造性豊かな生徒の育成 | (英知) |
| (2) 自主自立の精神と強靱な意志を持つ生徒の育成 | (自主) |
| (3) 人間尊重の精神に徹し、豊かな情操を身につけた生徒の育成 | (友愛) |
| (4) 旺盛な気力と強い身体を持ち、厳しさに耐える生徒の育成 | (健康) |

2. 生徒目標

1. 自分に厳しい生徒になろう
2. 心の温かい生徒になろう
3. 全力をつくす生徒になろう

3. 生徒生活目標

- ・ 公共物を大切にしよう
- ・ 礼儀正しくしよう
- ・ 交通道徳を身につけよう
- ・ 何事も積極的にとりくもう
- ・ 自分の行動に責任をもとう

4. 生徒会規約

第1条 この会は滋賀県湖南市立甲西中学校生徒会といい、事務所を生徒会室におきます。

第2条 この会は私たち生徒が中学生としての自覚をもって自主的に学校活動の各局面に参加し、先生の助言と協力とによって、私たちの生活の向上をはかることを目的とします。

第3条 私たちの会員は本校生徒全員とします。

第4条 この会は第2条の目的を達成するために事業を行い、その組織を別表の様に定めます。

第5条 この会は次の役員をおき、一期制とします。

会 長 1名

副会長 2名（2年1名・3年1名）

総 務 数名 書記 2名（2年1名・3年1名） 会計 2名（2年1名・3年1名）

第6条 役員の選出は学級を母体として選挙により選出します。なお、選挙の規定については別にこれを定めます。

第7条 役員は次の任務をもっています。

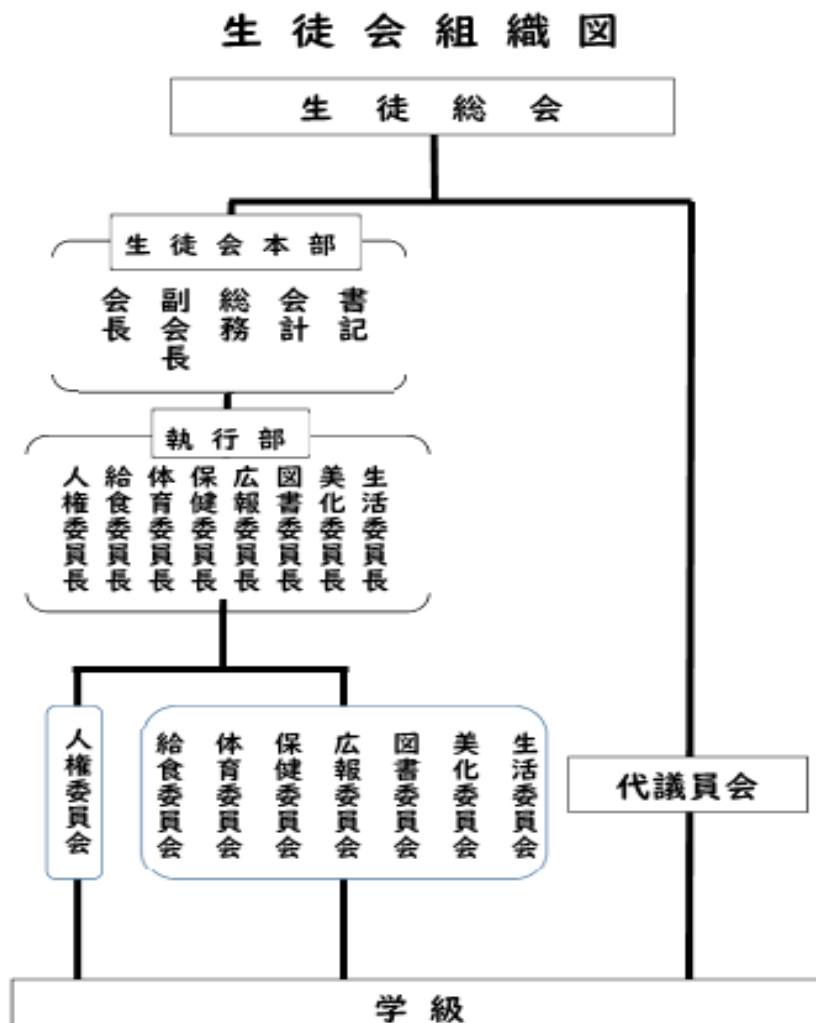
1. 会長はこの会を代表して各会合を召集します。
2. 副会長は会長を助けてその代理をします。
3. 総務は各委員会活動の連絡調整にあたります。
4. 書記は生徒会の記録をします。
5. 会計はこの会の会計事務をします。

第8条 会議は次の様にします。

1. 生徒総会
2. 代議員会
3. 執行委員会
4. 各委員会
5. 学級生徒会
6. 学年協議会

- 第9条 人権委員会は公募により、組織します。
- 第10条 執行委員会は毎月1回以上開いて各部の連絡及びこの会の事業計画について審議します。
- 第11条 代議員会は各学級男女1名ずつの代議員によって構成し、毎月1回定期に開き、執行委員会及び学級により提出された問題と学校全般の問題について審議し、議決します。ただし、必要に応じて臨時に開くことができます。また、学級委員は、これとは別に各学級男女1名ずつをおきます。
- 第12条 生徒総会はこの会の最高議決機関で、年間1回開きます。但し、必要に応じて臨時に開くことができます。
- 第13条 生徒総会の議長は、学級委員の中から選出します。
- 第14条 この会のすべての会議は、全員の3分の2以上の出席者で、過半数の同意によって議決します。
- 第15条 この会の会費は1人月80円とします。
- 第16条 この会の会計年度は毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。
- 第17条 この規約は生徒総会又は代議員会の審議を経なければ変更改廃することはできません。
- 第18条 この規約以外に必要なことは別に定めることができます。
- 第19条 この規約は令和6年2月8日より実施します。

【生徒会組織】



5. 生徒会選挙規定

第1条 各学級から選挙管理委員を各学級2名選出し、選挙管理委員会を構成する。

第2条 選挙管理委員会の中から委員長1名、副委員長2名を選出する。

第3条 選挙管理委員会は選挙に関する運営事務にあたる。

第4条 選挙告示は選挙管理委員会後、選挙管理委員が各学級でおこなう。

第5条 立候補者は選挙管理委員会所定の用紙に5名の推薦者の連名とともに、受けつけ期間中に選挙管理委員会に届け出る。

第6条 選挙公示は立候補者締め切り後、選挙管理委員がおこなう。

第7条 その他選挙のビラ、立会演説会、選挙活動の時間、場所、道具など選挙運動に関する細かいきまりは、選挙管理委員会で3分の2以上の賛成で決定する。

第8条 選挙事務終了と同時に、選挙管理委員会は解散する。

第9条 この規定に関する修正案は書式にして、代議員会に提出し、3分の2以上の賛成によって可決される。

第10条 信任投票の場合の過半数は有効投票数の過半数とする。

第11条 この規定は令和6年2月8日より実施します。

6. 生徒生活心得

甲西中学生としての誇りと自覚を持って、明朗快活で、しかもお互いに助け合い、励まし合う立派な生徒を目指そう。

私たちの約束

- 言葉遣いは正しくはっきりと言い、挨拶もしっかりできるようにしよう。
- ベル着を守り授業を大切にしよう。
- 登校したら放課後までは先生の許しを得ないで校外へ出ないようにしよう。
- 放課後用事がなければすぐに下校し、買い食いや寄り道をしないで家に帰ろう。
- 学用品以外の不要な物品は持参ないようにしよう。
- 学校に不要なお金は持参ないようにしよう。
- 学校のものや人のものを大切にし、みんなの迷惑になるようなことはやめよう。

生活の基準

- 通学について
 - ・交通法規、マナーを守ること。
 - ・徒歩および自転車通学とする。交通機関（JR、バス）を利用する場合は、通学証明が必要なので事務室へ申し出ること。
 - ・登下校は、決められた通学路を通り、自宅から指定の通学路までは最も安全な道を選ぶこと。
 - ・自転車通学する場合、自転車損害賠償保険に必ず加入すること。

* 徒歩通学

- ・通学路を通り、右側通行を守ること。県道4号線（旧国道1号線）の横断はしないで、地下道を通ること。※甲西郵便局前の信号交差点の横断は認めています。

* 自転車通学

- ・車種 普通車 氏名をフェンダーに記入。
- ・規則 ア. 学校指定のヘルメットを必ず着用すること。また、並進、傘さし、二人乗り等の危険な運転はしないこと。
イ. 必ずつけるもの
ベル、鍵、前照灯、反射器、荷台、学校指定の登録シール(入学後、配布)
ウ. 禁止するもの
ドロップハンドル、片足スタンド、スピードメーター類、ハブステップ
その他不必要装置、装飾品
エ. 雨カッパ
自動車の運転手から目立ちやすいもの。上下セパレートタイプのもの。
オ. 自転車の改造や変形は禁止する。
※上記の規則が守れない場合は、自転車通学を禁止するときがある。
- ・その他 サドルの高さは、またがったときに両足が地面に触れる程度。

○服装について

甲西中学校の生徒として自覚を持ち、中学校生活にふさわしい服装のルールを設けている。

[ブレザー] 学校指定

ブレザー着用時はネクタイを着用すること。

以下の学校行事はブレザーを着用すること。

- ・入学式
- ・卒業式
- ・全校集会
- ・定期テスト
- ・実力テスト
- ・入試

※集会やテストは、気候ごとに判断しています。

[スラックス・スカート] 学校指定

[白シャツ] 学校指定

半袖か長袖かは問わない。

肌着は派手でない無地のものを着用する。襟からはみ出したものは着用しない。

(ワンポイント可)

[ネクタイ] 学校指定

ベスト・セーター・白シャツ時は着用しなくても良い。

[セーター・ベスト] 学校指定

市販品は認めていない。

[ウインドブレーカー] 学校指定

市販品は認めていない。(部活動はこの限りでない)

衣替えの期間を設けていないため、各自で気候に合った服装を着用すること。

[その他]

- ・胸に名札をつけること。

名札は安全ピンでとめるタイプのもの。ブレザー、セーター、ベスト又は白シャツの胸の部分につける(名札が衣服の表面に見える状態にする)。

- ・靴下を着用する。タイツ(無地で黒か肌の色に近い色)を着用してもよい。
- ・スカートは膝が隠れる程度の長さで着用すること。
- ・制服の改造は認めていない。

○靴について

- ・通学用 運動靴で体育の授業に使用できるもの。(ローファー等の運動に適さない靴は不可)
- ・上履き 学校用上履き(白を基調としたもの、ふちのラインの色は指定なし)
- ・体育館シューズ 学校指定のものでライン入りひも靴(小学校で使用していたものも可)

○カバン 学校指定のスポーツバック

○頭髪

男女とも、清潔で中学生らしくする。染色・脱色・パーマメント・エクステンション等、加工した頭髪については、入学式・卒業式等の式典はもちろんのこと、授業を受ける際にも入場・入室はできません。元の状態に戻すように指導します。

○体操服 学校指定のもの。

○雨カッパ 自動車の運転手から目立ちやすいもの。上下セパレートタイプのもの。

○その他

- ・忌引き日数について

一親等(父、母) 7日以内

二親等(祖父母、兄弟姉妹) 3日以内

三親等(伯叔父母) 1日

- ・下校時刻について 日没の時間により決められていますので、その都度連絡します。

- ・一般下校について

帰りの会終了20分後を一般下校とする。

部活動などの用事のない生徒は下校すること。

7. 非常変災などにおける緊急連絡

1) 臨時休業の措置をとるとき。

- ・午前7時の時点で『暴風警報』・『特別警報』または避難指示が発令中の場合
- ・前日の下校後から午前7時までに『震度5弱以上』の地震が発生した場合

2) 学校独自の緊急連絡 湖南省メール配信サービス

3) 電話等 甲西中学校 電話 0748-72-1138

※7:30 ~ 18:00

土日・学校閉庁日・緊急時

湖南省役所 0748-72-1290

甲賀警察署 0748-62-4155

- ・校外における事故や災害等は速やかに学校に連絡してください。